

農地等の転用の許可は、市町村で事務ができます！

～国、道から市町村への権限移譲～

権限移譲により進める農地転用行政

食料の安定的供給を確保するためには、優良農地を良好な状態で確保することが重要です。一方、住宅地など社会経済上必要な土地需要にも対応することが必要であり、土地の計画的・合理的な利用を推進する観点から、農地法に基づく転用許可事務は重要な役割を担っています。

この転用許可事務の権限に関して、地域の実情を最もよく知っている市町村が、自ら行うことが可能です。

農地が4 ha以下の転用の許可事務を市町村で行うことができます

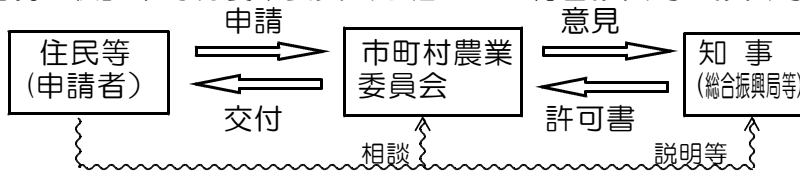
○農地等の転用の許可



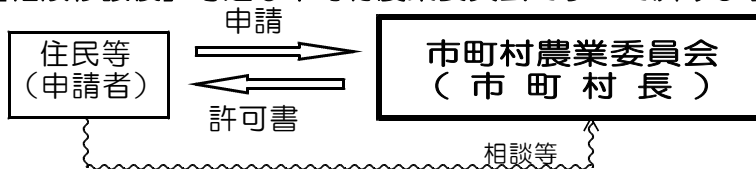
※ 農地が4 ha超の事務は従来どおり知事が事務を行います。

手続きが簡素化されます

【現状】市町村農業委員会を経由して総合振興局・振興局に申請しています。



【権限移譲後】身近な市町村農業委員会ですべて済みます！



※農業委員会は農地転用面積が30a超の場合、あらかじめ北海道農業委員会ネットワーク機構の意見を聴かなければなりません。

ここが変わります！

農業委員会(市町村)は経由機関ではなく、自ら法令に基づき許可・不許可を判断します。

また、違反転用等に対しては自らの権限で指導・命令等を行います。

※ 農地転用の許可基準は法令等に規定されており、法令等の適用に関して市町村の裁量による許可判断はできないことに留意願います。



《住民のメリット》

◎市町村で手続きがすべて完了

申請者は、総合振興局・振興局まで出向き説明等を行う必要がなくなり、事務の負担軽減が期待されます。

《行政のメリット》

◎地域に密着した農地行政のさらなる推進

地域における農地の実情を詳細に把握している市町村が責任をもって判断します。

違反転用等に対しては迅速な対応等が可能となります。

地域における農業政策・農業振興の重要性について、市町村全体の認識が高まります。

◎行政コストの削減

市町村ですべて判断することで、事務処理の円滑化・効率化が図られます。

道内の市町村への移譲がさらに進めば、道と市町村の二重コストが解消されます。

多くの市町村に移譲されています

141市町村に移譲済み



移譲済み市町村一覧					
局数	市町村名		局数	市町村名	
空知 14	美唄市、芦別市、赤平市、滝川市、歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町		上川 21	士別市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	
石狩 3	千歳市、石狩市、当別町		留萌 7	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町	
後志 19	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二七〇町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村		宗谷 10	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	
胆振 11	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町		オホーツク 14	網走市、紋別市、美幌町、津別町、小清水町、訓子府町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町	
日高 2	様似町、えりも町		十勝 19	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	
渡島 9	北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、長万部町、七飯町		釧路 1	標茶町	
檜山 6	江差町、上ノ国町、厚沢部町、奥尻町、せたな町、今金町		根室 5	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	

※七飯町は H28.10.1 ~ 指定市町村へ移行

(R5.4.1 現在)

道から市町村への財政的な措置

☆ 北海道権限移譲事務交付金の交付

前年度の事務処理実績に基づき、移譲を受けた年度から交付金を交付します。

※ 指定市町村については、財政的支援措置として国から交付税措置される。



【令和5年度交付金予定単価（1件当たり）】

農地の転用の許可 7,740円

（違反転用等に係る指導経費を含む）

道・振興局から市町村へのサポート

普段から、お気軽にいつでもご相談ください。

☆ 市町村職員研修の実施

権限移譲を受けた市町村における円滑な事務処理を支援するため、市町村（農業委員会事務局）職員を対象に、法令等に基づく許可基準等の専門知識についての研修会を開催するとともに随時相談等に対応します。



【問い合わせ先】

◆北海道 農政部 農業経営局 農地調整課 調整係

Tel.011-204-5393 E-mail: nosei.nochol@pref.hokkaido.lg.jp

◆各総合振興局・振興局

産業振興部 農務課 主査（農地）